

# 新庁舎建設に関する調査特別委員会

## (第 14 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 27 年 8 月 24 日 (月)		
開 会	午後 1 時 30 分	閉 会	午後 2 時 20 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子、星見 健蔵、横山 明、伊藤 幾子 長坂 則翁、桑田 達也、下村 佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子、議事係主幹：金岡正樹		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長：亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長：藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 局 長 補 佐：尾坂 和昭 庁 舎 整 備 局 主 幹：宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任：田中 友一 庁 舎 整 備 局 専 門 監：前田喜代和		
傍 聴 者	1 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

## 午後1時30分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆さん、こんにちは。盆も過ぎまして、9月議会の前という大変お忙しい時間でございますが、委員の皆さん、大変御苦労さまです。

ただいまより新庁舎建設に関する調査特別委員会、第14回を開催いたします。

それでは、執行部から報告案件について御説明をいただきたいと思います。

執行部、お願いします。藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 本日のレジュメの2、内容について、(1)鳥取市新庁舎建設委員会について御報告を申し上げます。

7月31日、前回、第13回の特別委員会以降、建設委員会は2回、第7回と第8回を開催しております。8月3日、第7回の委員会につきましても、委員の皆様の方にはレジュメのみしか御準備しておりませんけれども、内容に従いましてオフィス環境業務についての報告と協議事項の設計者の選定について、資料の説明を行いました。

オフィス環境業務につきましては、7月16日の公告を7月24日に取り下げを行い、今後、仕様等の見直しの上、設計者の募集の時期を調整いたしまして、改めて募集したい旨を御報告申し上げます。また、設計者の選定につきましては、鳥取県の東部建設業協会と鳥取県の建築士事務所協会東部支部より7月28日に市長に提出されました陳情書について内容の確認をいただきまして、前回の特別委員会で委員の皆様からいただきました御意見の概要を説明しております。また、そのほか、他都市の状況につきまして資料を説明をいたしております。建設委員会の委員の皆様からは、地域への配慮など、他都市の状況のさらに詳しい状況についてなどを調査してほしいという御意見をいただいております。

これを受けまして、先日、8月19日の第8回の委員会では、設計者の選定についての資料といたしまして、資料を委員の皆様にはお持ちいただいていると思っておりますけれども、資料を作成いたしまして説明をいたしております。委員の皆様から、他都市の状況についての議論から既に公告の内容の議論に入っている。会議を非公開にするなどして実施要領の提示をしてほしいなどという御意見をいただいております。会議の開催の方法など、いただきました御意見を事務局で検討いたしまして、資料を整えまして、次回、第9回の委員会を開催したいと考えております。では、第8回の資料1の1と1の2について説明をさせていただきます。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 それでは、資料1の1と1の2の説明をさせていただきます。

資料1の1をごらんください。3枚ありますが、前回の調査特別委員会でお配りした資料に2ページ、3ページを追加しています。第7回の建設委員会でいただいた質問を踏まえ、他都市の事例について追加調査を行ったものです。

1ページ目で追加した部分は、共同企業体の地元業者の出資比率についてという欄です。前回配らせてもらった資料の数字の下に括弧書きのところを追加しております。この数字は、公告実施要領で市が示した数字を入れております。内容は10%から30%となっています。設定理由ですが、具体的な数値の根拠は特になく、大きくなり過ぎないように控え目に設定しているという意見がありました。上段は実際の出資比率の割合ですが、企業体が決めてきますので、

具体的な決定理由はわからないということでした。

続いて、2ページ目をごらんください。表の上から4市につきましては、新庁舎が既に完成し庁舎整備担当部署が解散しており、電話等では当時の資料や担当者がわからないという状況で、詳しい理由は聞いていません。

設計者の構成の欄ですが、大手と地元と書いていますが、共同企業体または単体企業とした欄となっておりますが、理由を聞いております。まず、単体企業に発注している市が、豊岡市を除いて、コンペとした日立市を入れて4市あります。理由としては実績重視としていて、地元には参加要件を満たす企業がなく、JVにすると地元が苦慮するという考え、単体としておりますとしたのが1市ありました。単体または企業体のどちらでも資格を満たしていればよいということにし、広く公募をしたという市が2市あります。特殊な例と考えられますが、合併特例債の期限があり、11カ月の短期間でも優秀な設計ができる能力を求めたとしたのが1市ありました。

次に、共同企業体とした市の理由ですが、大手のノウハウを学習でき、地元設計事務所の技術力の向上が図れる、地元経済への貢献ができる、地元設計事務所の育成や地元参加の機会をふやすため、地域特性を設計に反映するためとした市が5市ありました。過去の委託を参考に決めたとしたのが1市ありました。

次に、参加資格要件についてです。代表企業の参加資格要件として、実績をどこの市でも求めています。要件として、過去5年以内から20年以内の間に面積、あと用途が庁舎、事務所、公共施設など、設計実績を求めています。面積の設定理由ですが、設計面積の約半分を想定する市が3市、70%が1市、3分の2が1市、事例が少ないためおおむね1万5,000平米を下限にしたとした市が1市、1万平米程度でなければ競争性が低くなると判断したところが1市ありました。面積を少なく設定したところでは、参加する設計事務所の門戸を拡大するというところで3,000平米としたところが1市、平米数の要件はなしとして広く公募したところが2市ありました。

地元企業の要件としては、ほとんどの市が市内に本店があることと一級建築士が1名から3名以上いることを要件としています。2市が、前年度受注高3,000万円以上の実績を求めています。一定の実績として受注高を設定したということです。3市が、一級建築士の人数のみの要件としています。理由は市内事務所の実績はあるとし、一級建築士の人数のみ条件にしているとのことでした。2市が過去20年以内に3,000平米以上の公共施設の設計実績を求めています。秋田市の理由としては計画面積の10%としています。水戸市は市で新築の多い小・中学校の規模として3,000平米を参考に指定しているということです。岐阜市は市内に本店があることのみですが、理由は幅広く機会を与えたほうが市内設計事務所が設計に参加でき、小規模事業所でもJVの中で役割が発揮できると考えたということです。

続いて、3枚目の説明をします。横並びの真ん中辺ですが、共同企業体の結成時期として時期と方法をまとめています。結成時期には3パターンありまして、応募時と1次審査後と選定時という表示があります。これはプロポーザルの流れに関連していますので、代表的な事例を説明させていただきます。プロポーザルを公告すると、代表企業から1次審査書類を提出して

もらい、1次審査をします。この時点では何社応募してくるかわかりませんので、たくさんの応募があった場合、ここで5社程度に絞ります。次に、その5社程度から2次審査書類を提出してもらい、プレゼンテーションを開き、2次審査をします。最終的に優秀者が選定されるという流れになります。

表のほうですが、応募時というのは最初の1次審査の応募時に応募する条件として共同企業体を組んで応募してきてくださいという方法です。参加される全ての代表企業が地元設計事務所との共同企業体を組まなければいけませんので、参加資格を満たす市内設計事務所の数に限られる場合、市内設計事務所の数しか応募ができません。また、1次審査、2次審査と選定されていきますから、多くの市内設計事務所が参加する必要があります。

1次審査後というのは、1次審査の通過者が5社程度と見込まれますが、5社は参加資格を満たす市内設計事務所と1次審査後に直接交渉し、共同企業体を組んで2次審査に参加する方法です。代表企業は5社程度と数が限られていますから、市内設計事務所は参加しやすくなります。

選定後というのは、2次審査の代表企業選定後に地元企業を選定し、契約までの間に共同企業体を組んでもらう方法です。市内設計事務所が一番参加しやすくなります。

横並びの項目の一番右側のその他地域への配慮について、審査で加点しているのはどこかということで、一番下の青森市と岐阜市の2市があります。1次審査の段階で地域経済への配慮であるとか貢献について求めています。

続いて資料1の2をごらんください。建設委員会で、設計者が地元の設計事務所のみでの事例について質問があり、調査を行いました。3カ所ありまして、沖縄県うるま市、人口12万1,000人、庁舎の概要は延べ床面積が約1万3,000平米、SRC造、S造、地上3階、地下1階、地元設計事務所4社の共同企業体です。参加資格要件の設定理由は、地元を育成する観点から市内のみの企業体とし、広く受注機会を与え、育成する方針から4社としたとのことでした。

次に、岩手県八幡平市で人口は約2万7,000人、庁舎の概要は延べ床面積は約7,400平米、RC造、地上3階建て、設計者は仙台市の単体企業です。理由は地元配慮の観点から、東北の4県を指定したということでした。

3番目に長野県飯田市で、人口約10万4,000人、庁舎の概要は延べ床面積約8,300平米、RC造、一部S造、地上3階、地下1階、基本設計は提案公募型指名競争入札、実施設計は公募型指名競争入札です。どちらも地元3社の共同企業体ですが、別々の設計事務所だそうです。理由は、地元事務所協会からの要望があり、地元発注したということでした。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 御説明いただきました。

委員の皆様、御質問、御意見がございましたらお願いします。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 資料1の1で、第7回の資料とこの第8回の資料で、佐野市のところが、地元業者出資比率が、第7回では49%になっていますが、第8回では不明になっているんですけども、これが変わった理由を教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 佐野市に再度確認をしたところ、工事費の構成割合を出されてい

るようで、建築工事と電気設備工事の構成比率を出されたようで、それが49%ということで、ちょっと連絡の違いがあったということで、今回再確認をしたんですが、言われませんでしたので、不明ということにさせていただきます。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。ちょっとお聞きするんですけども、あくまでも設計者、大手、もう全てこれを見ていると、全部大手、大手、大手ということになっているんですけども、やはり鳥取市の執行部さんとしても、できれば大手を希望されているんでしょうかとかということをお聞きしたいと思います。多分まだ委員会のほうがあるんで、また違うかもしれませんけど、ちょっと執行部としてはどういう方向のほうがいいのかどうか、執行部の意見を聞きたいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 建設委員会の中でも特別委員会の中でも言わせていただいておりますけども、執行部としては地元を活用していただく方向ということで検討をお願いしますということをおっしゃって申し述べておりますので、極力地元の活用ができるようにということをおっしゃっていただくという前提で議論していただいております。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の米村委員の質問に関連するわけですけども、地元企業の考え方ですが、これはさまざまあると思うんですけども、地元企業というのを活用ということとあわせて、先ほども資料の2ページ目にありましたが、地元経済への貢献という観点について、執行部では現状どのように考えていらっしゃるんでしょうか、選定の上で。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 地元企業への経済効果をどう考えているのといえます。

◆桑田達也 委員 いわゆる本日資料を新たに提供していただいた中には、先ほどありましたように、大手であれ地元であれ、手を挙げられた業者の方々が、先ほどは地元経済の貢献など、さまざまな条件を5市が提示をされているということがありまして、そのうち地元経済への貢献という内容について、どのような範囲を執行部としては考えていらっしゃるのかと、その具体的な事例があれば教えていただきたいなということです。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 済みません、もう一度確認ですけども、この資料の一覧表のその他地域への配慮、プロポの評価項目で地元経済への配慮というところの内容でしょうか。済みません。3ページの。

◆桑田達也 委員 いや。2ページのときに御説明がありましたですね。地元経済の貢献とか、ちょっとその後、私、つらつらとおっしゃったので控えていませんけども、それを参加資格要件、構成のところですね、大手、地元、それぞれありますけども、表の中に書いてありますが、そのうち地元経済の貢献などを掲げているところが5市あるというふうにお聞きしたわけですが、このことについてもう少し詳しく教えていただきたいなと。わかる範囲でいいです。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂補佐。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 済みません、大手企業と地元の設計事務所の共同企業体ということ踏まえて、各5市が言われていることでしたので、それを発表させてもらったということですね。共同企業体を組まれたということについて。

◆桑田達也 委員 それが地元経済の貢献ということですか。

○尾坂和昭 庁舎整備局長補佐 ええ、地元の設計事務所と共同企業体を組んで発注をさせてもらったというのが根拠ということです。

◆桑田達也 委員 わかりました。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 一般的に設計業者が決まれば、何かひもつきじゃないですけど、建設する業者もついてくるみたいなような話があるんですけど、それが本当なのかどうかということと、あともしそういうことであれば、設計者を選ぶ作業ってすごく大事であって、本当に設計者が決まって、何かひもつきみたいに特定の建設会社がついてくるようなことがないような入札のやり方っていうのかな、せつかく分離にしているわけなので、だからそういったところは どういう考えなのか、私が言っていることが間違っているのか、ちょっと教えていただけますか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 手法につきましては確認をとっておりますけども、この設計、施工は分離発注をすると。設計の中において基本設計、実施設計については一括発注するという形で設計と施工を完全に離しております。ですから、一括であれば当然、先ほどおっしゃったように設計と施工と必ず対になってくるわけなんですけども、ここは設計者だけを選定し、その設計業務に入らせていただく。それででき上がったものに対しては、改めて基準を設けて、選定方法も議論しながら次のステップに入っていくということになりますので、特にひもつきということはありません。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、再度確認の意味できちっとまた。地元を優先っていうことでよろしいですか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 建設委員会においても議論していただいているのは、もう最後はそこなんです。どうしたら地元を優先してできるのか。なおかつ、その費用の抑制、そういったことも踏まえて考えていただく、スケジュールの関係も。それを総合的に判断をしていただいているところでございますので、どこを重視していくのかということになると、次回以降の建設委員会のほうにおいては、それを含めて業者を選定していこうというところでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかないですか。米村委員。

◆米村京子 委員 委員長にお尋ねなんですけど、私たち調査特別委員会の中で、庁舎についてのいろんな発言はもう、する場所はどこかまた何回か、場所、あるんでしょうか、内容的なもので。

◆寺坂寛夫 委員長 と申されますと、この機会でございますか。この場所でじゃなしに。こ

の委員会ではなしに。本会議もあるでしょうし、一般質問あるでしょうし。

◆米村京子 委員 実はですね、平米数に関してとか抑制していかれるということでは、要するに金額も抑制するということをやられているんですけども、執行部として。その中で、最後の抑制する部分、そういうのどこか抑制できるようなところはどこにあるのか、ちょっと執行部に聞いてみたいとは思いますが、そういうこと。中間報告されてますんでね、それにのっかって、また別の意見なんて言われてしまったらちょっと無理かもしれませんけども。

◆寺坂寛夫 委員長 その抑制というのが、いろいろ意見がありましたけど、それを参考にされながら、今後設計に生かしていくということですので、今の段階でどうのこうのっていうのはなかなかあれですけど、その段階でも何回か特別委員会がありますのでね。途中報告もあるでしょうし、参考にできる点は参考にしてもらおうということも可能かと思います。米村委員。

◆米村京子 委員 もう一度、ちょっと委員長に聞きたいんですけども、じゃあ、もう既に設計に入る、プロポーザルだろうが、そういう形になりつつ、もう現実にありますよね、もうここに来て。設計者を決めるという。済みません、じゃあ執行部さんにもう一回聞き……。もうこれで設計が決まるわけですよ。設計者、業者が。業者が決まるっていうことは、2万3,000平米に対しての設計依頼ということになりますよね。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 設計業者を今、選定しているところでございます。それで業者を決めるに当たっては、目標として2万3,000平米、いわゆる考え方、基本計画というものでお示ししておりますので、それを面積を縮減する努力、費用の抑制、こういったことに関してを設計を立てている、基本設計を立てる段階で縮減をかけていくということですので、もう2万3,000だったら2万3,000で決まるということではございません。あくまでも業者を選定するに当たっての鳥取市の考え方としては、今現在2万3,000平米というものを想定していますよということではお示しするだけでございますので。最終的にはそこから議論をして、設計の段階で落とししていくという形を目指すということではございます。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、あくまでこの2万3,000平米であくまで設計だされる、その中で話し合いしながらどんどんどんどん落としていくということですよ。それでよろしいんでしょうか。

それでもう一つ、その落とす段階でまた、いろんな皆さんの、市民からの意見があったと思うんですけども、それも参考にし、加味しながらやられるということ。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 まずは基本計画、考え方を固める中で、皆さんの意見、パブコメ、それから市民からの意見、それからワークショップ、こういったもので意見を求めて、それを反映したものが考え方ではございますので、改めて設計の段階でワークショップ、こういったものもいただきます。そこで議論をいただきまして、設計の内容、この基本設計を固めていく、2段階でやっていこうと思っています。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 ここで私の質問が的を射てるかどうかはわからないんですけど、例えば2万3,000平米という形でもう執行部が出されてて、その中に実際問題、保健所が入るから、その他の部署が入っていくんで2万3,000平米になったということの前々回のときから言われているわけですけども、もし、私の場合、保健所はやはりあそこの南庁舎にあるべきじゃないとまだ思ってますので、それでその辺に関して、また平米数は減りますよね。もしそうだったとしたら、また新庁舎の平米数は減っていくとか、いろんなもろもろの細かい部分もまだいっぱいあると思うんですけども、そういう形で、何らかの形で減らして、これは保健所だけの問題じゃないと思うんですけども、何らかの方法で皆さんの声を聞きながら、コンビニなんかが必要じゃないと言われても、その平米数だって無駄な平米数になる場合もあるわけですよ。そういうことを含めての削減という、本当に削減していただけるということによろしいんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。基本設計、基本計画につきましては、基準をもとに1人当たりの面積ということで出させていただいたのが2万3,000平米。ですから、基本設計というのは、実際に配置をしていく、その中で先ほどおっしゃったように、会議室なら会議室、それから交流部分、それから執務室、それぞれ検討していくわけなんです。そこで、そこまで面積を必要とするのかどうかという判断をしていかなきゃならない。それを積み上げていったら必然的に縮減になっていったという形になってくると思うんですよ。ですから、今からどこの部分が、今おっしゃったように保健所の関係で庁舎分がふえた、この話がどうなるかわからないからということじゃなくて、これについてはじゃあ保健所の設置については駅南庁舎、それに伴って本庁業務がふえるものを増床して2万3,000ということになっておりますので、全体的にこの2万3,000平米の中を基本設計の中で検討しますということで捉えていただければと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっとJVの考え方なんですけど、何社かの業者がJVを組んで設計業務に当たる場合、その仕事の仕方として、例えばA業者は1階、B業者は2階とかっていうふうに、1つの業者がもう、何ていうかな、そこだけである決められた区域を責任持って設計するものなのか、それとも何社が一緒になって全体をやっていくものなのか、大体どういった形になるんでしょうか、一般的に。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。まず設計業者、例えば代表企業とそれから市内の企業さんが共同企業体を組まれたときに、どういう仕事の分担なりになるかというお尋ねであろうかと思いますが、あくまでもチームとして一つのものをつくっていくという考え方ですから、例えば市内業者さんがある部分についてのみ設計をするということではなしに、全体としてチームの中で仕事をこなしていくということになりますので、そうですね、業務を分担をしてやるっていう方法ではございません。あくまでも全体をトータルとしてその建物を



つくり上げていくという考え方でございます。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。下村委員。

◆下村佳弘 委員 設計をどうしたら地元の業者にたくさん出せるかという、その考え方なんだということをお聞きしたんですけども、ということは、やはりこここの表にあるように、やはり大手と組むということを前提にして、そしてその中にどれだけ地元業者が入っていけるのかという考え方だというふうに理解してもよろしいんですかね。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。設計の場合、大事な点が3点あると思います。まず1点は、質の高い設計をどういうふうにしてそれをしていくか。それから、先ほども出ていますように、地元企業をどういうふうにしてより多く参加をしていただくか。それからもう1点は、どういうふうに競争性を確保していくか。この3点であろうかと私は思います。この3点をどういうふうにしてこれから庁舎をつくっていくときにうまく組み合わせたような最高の設計チームができるかということを今、建設委員会でいろいろやっていたというところであるわけなんです。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。下村委員。

◆下村佳弘 委員 言われることはわかるんですけども、視察のときもそうだったんですけども、設計はきちんとしなさいというのは、これ共通している考え方だろうというふうに思います。設計がよければ、施工もそのとおりになるものだから、設計が大事なんだということをお聞きしたわけですけども、私もそのとおりに思うんですけども、今3つほど言われたんですけども、結局地元の利用と、それと何というんですかね、信頼できる設計というか、価格の面を含めて、大手も入れなければバランスがとれないというようなことにならざるを得ないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点で何を重要視されるのか。3つ同じなんだと言われればそうなんですけども、何を重要視されるのか、これをちょっとお聞きしたいと思いたすね。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 お手元に資料をつけておりますけども、検討資料としまして、募集方法のパターンというのを上げております。この中には資料1の3としてつけております。これを今まで6回、7回、8回と議論していただいた中で、どういう範囲の組み合わせができるのかということを、ここでパターンで示させていただきました。これを3回にわたって資料に基づいて議論していただいた中身を総合してこのパターンに当てはめていって、次回まとめていこうということで話し合っているんです。それでもともと、先ほどもちょっと言いましたけども、質の高い設計、それから地元が多く参加できる方法、それから、ただそうはいつでも競争性が伴わないといけないということから、このパターンの中でそれが技術力、競争性、実現性というところで表現させていただいていますけども、これを次回でまとめていきたいなということでございます。

その中で、やはり地元をどう考えていくのかということから、地元の単体で募集する場合にはどうなんだということ、それから、共同企業体として募集する場合にはこの3パターンの中

ちどれが一番いいのか。これ以外にも全国、全国という形があるんですけども、やはり地元を絡めていくのにはどういう方法がとれるのかなということでも話し合いをしていただいているとでございます。やはり、競争性というものが生まれないと、プロポーザルというものを考えていくとすれば、まずそこが必要でないかと思えます。これは、持っている技術力等につきましては、それは一つ一つ議論していけばいいと思うんですけども、まず競争性というものが生まれないと始まらないのではないかということも思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 競争性というのは費用のことだろうと思うんですけども。地元を利用するのは反比例する場面も多々あるんじゃないかというふうに思うんですけども、どちらにしても、避けて通れない問題ですので、皆さんが建設委員会で話しされるかと思えますけども、なかなか皆さんが納得されるというわけにはいかないんでしょうけども、私たちもじゃあどれがいいんだということはちょっと言いにくいというか、言えないんですけども、いい案を出して報告していただきたいと思えます。

◆寺坂寛夫 委員長 私のほうから。前回である程度説明は受けたんですね、地元の業者の実績、設計会社の。13年度に1万平米、これを自社でJVでされたというところと、また、どれだけの技術者がいるかという表も説明を受けるというんですね。あわせて基本設計から実施設計、これの人数なんかもあるということですので、それが建設委員会で参考にされておるといことになりますね。この辺、また具体的にもうそろそろ、もう次回で最終的に決まるということのようですけど、その辺をちょっと。はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、今回説明させていただいたのは、今まで資料として提供した中の一つ、他都市の状況だけではございません。これだけで設計者の選定を決めるというのではありません。先ほど委員長がおっしゃったように、地元の現状の実態、それから、この事業の設計をやっていただくにはどれぐらいの時間数が要って、どれぐらいの規模の技術者を拘束するのかというようなことも出てきます。そういったことも含めて、じゃあ地元ではそれができるんかいなというような話は当然出てくると思うんです。ですからそのことを含めて、他都市の状況等を参考にしながら次回まとめていくということになっております。

◆寺坂寛夫 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 ということは、次回、第9回の建設委員会でそのあたりがまとまってきて、具体的にこの公告につきましては、いつごろというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 一応、この方針、方向性が決まりましたら、具体的に実施要綱の内容について検討していかなきゃならないんですけども、その実施要綱の中身については、今出ました、地元でどれだけ数多く参加できる機会を設けるような方法をとるのかとか、そういったことを具体的に話し合っていくんです。それをできるだけ早い、あと一、二回行いまして、実施要綱の中身を固めて、それから公募をかけていくことになりますので、なるべく短い間に回数を重ねて要綱等の作成をしていくという方向でいけると思えます。一番どういう形で設計者を選定するかというところが時間をかけておりますけども、要綱の作成になりましたら具体的

な事務的な内容になってきますので、意外と早くまとまりができると思います。

◆寺坂寛夫 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 それでも第9回、第10回ぐらいの議論を経てそのような流れになってくるわけですが、少なくとも例えば9月末とか10月の中旬ごろとか、今考えていらっしゃる、局長が今描いていらっしゃる具体的な日にちが、大体このあたりというものがありませんでしたら教えていただきたいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 このプロポーザルを公募してから実際にプレゼンテーションを公開してやるんですが、それをやろうと思うと3カ月かかります。ですから、早くということで9月を目標に掲げているということで。ですからそうなってくると12月ですか、年内に設計者を確定できるような体制で臨んでいきたいと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 公告のほうは3カ月前ですか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうですね、約3カ月、少しは短縮できると思いますけども、2カ月から3カ月かかりますので。ですから仮に9月いっぱいまでまとまったとして、10月に公告できれば、12月には業者が決定していくという流れになってくると思います。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 地元の業界の方からも要請書といいますが、要望書も上がっていますし、建設委員会の中でも、いかに地元の企業に仕事をしてもらおうかということで議論をされているということで、結局、地元企業の育成という面もありますけど、いかに地域のお金を地域で回すかという、そのことが地元業者が受けるということがもう地域内循環をやっぱり活性化するということが大事なことなので、ここに資料でいろいろ他都市のいろんな状況が報告されたり検討されているんですけども、場合によってはここに上がってないような、鳥取市独自のそういった要件みたいな、そういった条件みたいなことが出てきてもいいのかなと思いますので、もう次からは非公開ということで建設委員会の中では議論されていくので、ちょっと本当にわからないんですが、やっぱりこの目的ですよね。やっぱり地元企業をできるだけっていうところに込められているいろんな思いっていうのをしっかりと建設委員会にも受けとめていただいて、執行部もその立場で提案するなり話をするなり、やはりそこはしていただきたいと思います。もう私ら、話が聞けるのは結果が出てからしかありませんので。だから、この間の特別委員会でいろいろ出たことを、やっぱりしっかりと踏まえていただきたいなと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ありがとうございます。しっかりと受けとめて、建設委員会のほうにも反映させていきたいと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございませんね。

そうしますと、以上で建設委員会のほうの報告を終わりました、執行部のほうでその他ありませんでしたら。藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 1つ御報告をさせていただきます。8月14日ですけれども、鳥取地方裁判所におきまして、市庁舎建設に関する公金支出等差し止め請求事件の第1回口頭弁論があり

ましたので、この場で御報告をさせていただきます。原告から提出のありました訴状に対する答弁書を市側から提出をしております。当日はその確認と、次回口頭弁論を11月6日に開催することを確認をしております。また、次回口頭弁論までに進行協議という場が設けられることが確認されまして、その場で原告の位置条例の違法性だと主張される根拠について、市側からの究明を答弁書の中でしておりますので、それに対する原告の応答の書面がその当日、進行協議の当日までに準備されることが確認をされております。口頭弁論の中で、最後に原告より訴訟に至った経緯を意見陳述をされて、当日は終了をしております。以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 この件に関してはどうですか。意見がありますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 8月14日のその第1回目のときに、傍聴に行かれた方から聞いたんですけど、原告の方はおられたと、弁護士さん含めておられたんですけど、当局側は弁護士さんもおられなかったと言われたんですけど、それは何か理由があるんでしょうかね。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 第1回口頭弁論につきましては、原告と裁判所の間で期日が指定してこちらのほうに訴状とともに送ってこられます、期日を指定して送ってこられましたので、弁護士さんの日程の都合が合わなくて欠席となりました。それは、第1回目につきましては、裁判所と原告の間で決められたという事情がございまして、欠席が認められているということをお伺いしております。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、今度の11月6日が双方がそろうということでもいいんですね、それはね。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、そのことに関してなんですけど、あくまでも裁判に入ってしまった部分というのがあるんですけど、それとは関係なく粛々と進むということでもよろしいんですか。それこそ市庁舎問題の進め方は。裁判は関係ないということでもよろしいんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 裁判に影響するものはございませんので、事業につきましては粛々と進めさせていただきます。

◆寺坂寛夫 委員長 この前もちょっと報告ありましたが、この裁判のほうの費用ですね、それが9月補正に上がるということですね。局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この裁判費用ですね、着手金につきまして既にもう支払いをさせていただきました。前回、特別委員会の中でも報告させていただきましたけども、9月の議会においてこの着手金に関する補正予算を計上させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいでしょうか、皆さん。

執行部の皆さん、ここで退席をしていただきまして、お疲れさまでした。

委員の皆さんは、議会報告のこともありますし、視察報告もございまして、もう少し委員

の皆さんは残っていただきたいと思います。

そうしますと、それでは視察報告についてですが、7月に行いました委員会の視察について、議長に提出報告書、案ですが、お手元にお配りしております。これ、皆さんから提出いただいた視察報告書の所見部分ですね、参考とかそういうのではなしに所見で書かれておったものをまとめていただいております、抜き出して。これで議長に提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この報告書については、議会ホームページにも掲載されます。後で読んでいただいて修正等がもしあれば、事務局までお願いいたします。

もう1点、皆さんの視察報告書についてですが、いろんな視点で参考になる意見がそれぞれありました。これから設計等に入るときに執行部の参考となることと思いますので、皆さんのそれぞれの報告書の写しを執行部に提出してはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。参考になる部分とかございましたので。執行部のほうに提出はよろしいですね、皆さん、御意見としての。よろしいですか。

◆伊藤幾子 委員 みんなのでしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 みんなの分です、みんなの。個人的ではなしに、皆さんの意見なんかの参考になるものを参考にさせていただきたいということです。

◆伊藤幾子 委員 これじゃなくて、個人個人のを。

◆寺坂寛夫 委員長 そうです。それは所見だけですので、参考になった点とかそういうのが各委員さんではありましたので、庁舎に関して、その辺の部分的な部分ですね、それは参考になる点とかございますので。

◆桑田達也 委員 抜粋じゃなくて、とにかく原本そのものを丸々渡すっていうこと。

◆寺坂寛夫 委員長 閲覧してもらえば、そりゃ申請ができるわけですけどね、申請して、見てもらうってことはできるけど。参考になる点は利用してもらうということで、対応してもらうということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で鳥取市新庁舎建設委員会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時20分 閉会